

# 第3章

## 外事情勢

### ○緻密かつ適正な捜査の徹底

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外為法に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟については、令和7年5月28日、東京高等裁判所において、当該捜査における逮捕や取調べ等が違法であったなどとする内容の判決が言い渡され、上告期限である同年6月11日の経過をもって同判決が確定した。

警視庁及び警察庁においては、二度と同種の事案を発生させてはならないという観点から、徹底した検証を行い、同検証によって明らかになった本件の問題点及び反省事項を踏まえた再発防止策を取りまとめるとともに、緻密かつ適正な捜査の徹底に向けた取組を着実に実施している。

### 国家賠償請求訴訟判決を受けた緻密かつ適正な捜査の徹底について

#### 1 警視庁による検証

「国家賠償請求訴訟判決を受けた警察捜査の問題点と再発防止策について」（令和7年8月7日 警視庁取りまとめ）より

##### 1 捜査上の問題点

**【捜査指揮】**

- 捜査機関解釈<sup>※</sup>に対し経済産業省が疑問点を示していたにもかかわらずその合理性を再考することなく捜査を進めたこと
- 温度測定実験に関する消極要素の精査の不徹底
- 取調べ官に対する指導の不徹底
- 捜査班運営の問題
- 公安部長ら幹部への報告の形骸化と実質的な捜査指揮の不存在

**【取調べ等】**

- 警視庁の取調べ官による取調べ及び弁解録取の問題

##### 2 反省事項

- 現場捜査指揮官（警視・警部）は不正輸出事件捜査の経験が豊富だったが、事件検挙を第一として積極方向で捜査。捜査上の消極要素に十分な注意を払わなかった。捜査班ではコミュニケーション不足や人間関係の不和も発生。
- 外事第一課長は、本件捜査では公安部長を補佐する立場にある担当課長として、部下職員に対する指揮監督が不十分。捜査班の運営の実態について十分に把握せず。
- 公安部長ら幹部は、外事第一課から適時・適切な報告がなくとも、全体状況を俯瞰して問題点を把握するなどして慎重に判断すべき立場にあり、その責任を免れることはできない。
- 警視庁の取調べ官による取調べ等について、違法の評価を免れないと厳しく指摘されたことは真摯に反省しなければならない。

#### 2 警察庁による検証

「国家賠償請求訴訟判決を受けた警察庁外事課における対応の反省事項と公安・外事部門の捜査における再発防止策について」（令和7年8月7日 警察庁取りまとめ）より

##### 1 警察庁外事課の反省事項

- 本件捜査に係る特別な事情を踏まえれば、外為法上の解釈について全国的かつ統一的な基準を明確にするなどの観点から、経済産業省との協議に主体的に関与すべきであった。
- 報告書の内容を精査し、捜査機関解釈に基づく規制要件への該当性に疑義が生じ得る供述内容について、警視庁外事第一課に対し、明示的にその詳細を確認したり、消極要素の慎重な検討を促したりするなど、緻密かつ適正な捜査の観点からの指摘をすることが望ましかった。

##### 2 再発防止策

**【大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出事件捜査の在り方の見直し】**

- **経済産業省との緊密な連絡・調整**
  - ・不正輸出が疑われる情報の入手時には、経済産業省に通知の上、原則として、調査を求め、必要に応じて、指導、警告等の対応を要請。捜査を行う場合には、同省に必要な事項を確認。
  - ・都道府県警察と経済産業省の協議に警察庁外事課担当者が参画し、必要な調整を実施。
- **不正輸出事件捜査における評価の在り方の見直し**
  - 不正輸出の未然防止に係る功績を積極的に評価。
  - **取調べの録音・録画**
    - 任意捜査の場合を含め、原則、被疑者の取調べの録音・録画を実施。

**【公安・外事部門における適正捜査を確保するための体制の整備等】**

- **適正捜査指導室の新設等**
  - 警察庁警備局警備企画課に適正捜査指導室を新設し、緻密かつ適正な捜査の徹底に係る都道府県警察に対する指導を強化。
- **捜査指揮能力の向上のための研修の充実・強化**
  - 公安・外事部門の捜査幹部を対象とした警察大学校捜査指揮専科の新設等、教養・研修を強化。
- **都道府県警察公安・外事部門への多様な知見・人材の取り入れ**
  - 前例にとらわれることなく、部内外の多様な知見等を積極的に取り入れ、警備部門と他部門の間での人事交流を積極的に推進するとともに、部内外の知見等を積極的に活用。

警察としては、明らかになった問題点・反省事項を真摯に受け止め、上に示した再発防止策を着実かつ誠実に推進することにより、公安・外事部門の捜査に対する国民の信頼を回復するための第一歩とするとともに、これらの取組等を通じ、公共の安全と秩序の維持に当たるとい警察の責務を果たすべく、警察全体としても緻密かつ適正な捜査を確保していくこととしている。

31

## 1 中国

## (1) 中国をめぐる情勢

## ① 習近平指導部の動向等

令和7年(2025年)3月5日から11日にかけて、中国の人民大会堂において、第14期全国人民代表大会(全人代)第3回会議が開催された。同会議における政府活動報告で、李強<sup>りきやう</sup>國務院総理は、「外部環境の変化がもたらす不利な影響は強まる一方で、国内の長年蓄積された深層部の構造的な問題が集中的に顕在化した」などと述べた一方で、同年の国内総生産の成長率目標を前年までと同じ5%前後と定めた。また、同報告で、李強國務院総理は「党の人民軍隊に対する絶対的指導を堅持し、政治教育・軍事訓練結合の軍隊整備を持続的に深化させる」などといった考えを示した。同会議では、国防費を前年比7.2%増やす予算案も承認され、不況が長引く中でも軍事力の強化を継続する姿勢が鮮明となった。



▲全国人民代表大会での習近平国家主席  
(AP/アフロ)

同年9月3日、「抗日戦争勝利80周年」を記念して行われた軍事パレードにおいて、習近平国家主席は、「世界一流の軍隊建設を加速し、国家の主権と統一、領土の一体性を断固として守らなければならない」と述べた。また、同パレードにおいて、米国本土を射程に収める新型潜水艦発射弾道ミサイル「巨浪-3」のほか、令和6年(2024年)に新設された「情報支援部隊」や、「軍事宇宙部隊」、「サイバー空間部隊」といった「未来の戦争に打ち勝つ能力を支える部隊」も初めて公開された。

令和7年(2025年)10月20日から23日にかけて、中国共産党の重要会議である第20期中央委員会第4回全体会議(四中全会)が開催され、令和8年(2026年)からの5年間の経済運営の指針となる「第15次5カ年計画」の基本方針が採択された。同会議で発表されたコミュニケでは、「35年までに経済力や科学技術力、国防力、総合的な国力、国際的な影響力を飛躍的に高める」といった方針が掲げられた。また、同コミュニケにおいて、何衛東<sup>かえいとう</sup>前中央軍事委員会副主席らの党籍をなく奪する処分が確認され、後任として、中央軍事委員会で「反腐敗」を担う規律検査を担当していた張昇民<sup>ちやうしやうみん</sup>委員を昇格させる人事も決定された。

令和7年(2025年)10月30日、習近平国家主席は、米国のトランプ大統領と韓国で会談を行い、両国が課す関税等の措置を互いに緩めることで合意するなどした。同会談では、台湾をめぐる問題について言及されることはなかった。

## ② 台湾情勢

台湾の国家安全局は令和7年(2025年)1月、中国が関与するスパイ事件で令和6年(2024年)中に64人が起訴されたと公表した。また、台湾で対中政策を担う大陸委員会の邱垂正<sup>きゆうすいせい</sup>主任委員は同月、「2024年中に少なくとも31人の台湾人が中国で拘束された」と明かし、「中国が様々な形で台湾に圧力をかけている」と言及した。

賴清徳<sup>らいせいとく</sup>総統は、令和7年（2025年）3月13日の記者会見で、中国を「境外敵対勢力」とする認識を表明し、「中国が世論工作等の手段を用いて台湾内部の影響力を拡大させようとしている」などと指摘した。

賴清徳総統の発言翌日である同月14日、中国は台湾への武力行使に法的根拠を与えた「反国家分裂法」の施行20年に合わせた会議を開催した。同会議には、趙楽際<sup>ちようらくさい</sup>全国人民代表大会常務委員長のほか、党中央軍事委員会統合参謀部の劉振立<sup>りゅうしんりつ</sup>参謀長ら軍関係者も出席した。趙楽際全国人民代表大会常務委員長は会議で「反分裂、反干渉の戦闘を断固として行う」などと強調した。

一方、同年4月1日には台湾を担当する中国人民解放軍東部戦区が、台湾周辺での軍事演習を実施し、施毅<sup>しぎ</sup>中国人民解放軍東部戦区報道官は「台湾独立分裂勢力に対する嚴重な警告と強力な抑止であり、国家主権を守り、国家統一を維持する正当で必要な行動である」などと主張した。

中国人民解放軍東部戦区は、同年12月29日から同月31日の間にも、台湾を包囲する形で軍事演習を実施した。同演習の実施に際して、同報道官は「台湾独立分裂勢力及び外国の干渉勢力に対する重大な警告であり、国家主権を守り、国家統一を維持するための正当かつ必要な行動である」などと強調した。

政治情勢については、同年7月26日、「親中の言動で台湾政治に悪影響を与えている」として、台湾の最大野党である中国国民党の立法委員24人に対するリコール（解職請求）の賛否を問う投票が行われたが、いずれも成立せず、政権を担う民主進歩党は立法委員の定数における「ねじれ」を解消することができなかった。

同年10月18日に実施された中国国民党党首選においては、「全ての台湾人が誇りを持って「私は中国人だ」と言えるようにしたい」と述べて中国への接近を訴え、民主進歩党を厳しく批判した鄭麗文<sup>ていれいぶん</sup>前立法委員が当選した。

### ③ 香港情勢

香港では、中国本国による香港への関与が強まっており、令和2年（2020年）6月30日に香港国家安全維持法が施行されて以降、民主活動への政治的な締め付けが進んでいる。

令和7年（2025年）5月13日には、香港国家安全維持法に基づいて設置される国家安全維持公署による捜査への協力が義務付けられた。

また、民主派政党の活動停止が続いており、同年6月29日、社会民主連線が解散を発表したほか、同年12月14日には、香港最大の民主派政党である民主党が解散を決定したことで、香港の主要な民主派政党は全て消滅した。

香港の李家超<sup>りかちょう</sup>行政長官は、同年6月21日に開かれた香港国家安全維持法施行5年を記念した式典で、同法違反による逮捕者は332人に上るとしたほか、「我々は引き続き国家安全をしっかりと維持していく」と述べた。同年12月15日、同法違反に問われていた香港紙「蘋果日報（アップル・デイリー）」<sup>ひんか</sup>創業者の黎智英<sup>れいちえい</sup>氏の有罪が認定された。同月16日、習近平国家主席は、北京で李家超行政長官と面会し、「中央は十分に肯定している」などと述べ、香港の施政を評価する考えを示した。

## (2) 我が国との関係をめぐる情勢

### ① 日中関係

#### ア 日中首脳会談等をめぐる動向

令和7年(2025年)10月31日、APEC首脳会談に出席するため、韓国・慶州を訪問中の高市総理と習近平国家主席による日中首脳会談が行われた。同会談において両首脳は、「戦略的互惠関係を包括的に推進し、建設的かつ安定的な日中関係を構築する」という方向性を確認した。また、両首脳は、日本産水産物の輸入再開を前向きに受け止め、引き続き令和6年(2024年)9月に両政府で発表した「日中間の共有された認識」を実施していくことを確認した。一方で、高市総理は、尖閣諸島を含む東シナ海での中国の海洋進出や我が国周辺での中国軍の活動の活発化について、深刻な懸念を伝えた。



▲日中首脳会談(新華社/アフロ)

令和7年11月7日の衆議院予算委員会で、高市総理は、台湾をめぐる情勢について、個

別具体的な事態の状況に応じて、政府が総合的に判断するとした上で、「武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得る」旨答弁した。これに対し、同日、薛劍在大阪中国総領事が、自身の「X(旧Twitter)」アカウントに「勝手に突っ込んできたその汚い首は一瞬の躊躇もなく斬ってやるしかない。覚悟が出来ているのか」などと投稿した。

また、同日、中国外務省は、当該答弁をめぐって、孫衛東外務次官が金杉駐中国大使を呼び出し、「厳正な申入れと強烈な抗議を行い、答弁撤回を求めた」と発表した。その一方で、同日、船越外務事務次官が、呉江浩駐日中国大使を呼び出し、薛劍在大阪中国総領事の投稿について強く抗議し、中国側に「適切な対応」を取るよう強く求めた。

#### イ 日本産水産物の輸入再開をめぐる動向

令和5年(2023年)8月23日、日本政府が東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水を同月24日から海洋放出することを決めたことに対し、中国の汪文斌外務省報道官(当時)は、「中国政府は食品の安全や市民の健康を守るために必要な措置を講じる」などと述べ、日本産の水産物の輸入を全面的に停止する措置を執ることを明らかにした。

令和6年(2024年)9月20日、日中双方は、「IAEAの枠組みの下での長期的かつ国際的なモニタリング」を通じて「基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる」との文を盛り込んだ合意文書を発表し、中国による日本産水産物の全面禁輸措置を段階的に解除していく方針を確認した。

中国税関総署は、令和7年(2025年)6月29日、日本による東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に対する国際的モニタリングや、中国による独自のサンプリング検査の結果に異常がないこと等を前提として、一部都県を除く日本の水産物の輸入を条件付で再開するとした。

しかし、同年11月19日、中国政府が日本産水産物の輸入を事実上停止したことが明らかになった。

高市総理の台湾をめぐる情勢に関する国会答弁に反発した対抗措置とみられ、同日、中国の毛寧<sup>もうねい</sup>外務省報道官は、「高市総理が台湾に関する誤った発言をした」と述べたほか、「品質の安全を保証する資料が提供されていない」と主張した。

## ウ 我が国周辺海空域における中国の動向

### (ア) 尖閣諸島をめぐる中国の動向

平成24年(2012年)9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島について所有権を取得して以降、中国海警局に所属する船舶等の出現が常態化するとともに、これらの船舶が我が国の領海に侵入する事案が発生しており、令和7年中においては、357日、延べ1,380隻が、我が国の接続水域に入域した。

これらの船舶による尖閣諸島周辺海域における連続航行日数は、令和6年11月から令和7年10月にかけて、過去最長となる335日を記録した。

また、令和2年5月以降、これらの船舶が尖閣諸島周辺海域で日本漁船に接近するなどの事案が複数回発生し、令和7年3月には、これらの船舶が日本漁船に断続的に接近しながら92時間以上にわたり領海侵入を続け、連続領海侵入時間は過去最長を記録した。

さらに、同年5月3日、中国海警局に所属する船舶が我が国領海に侵入するとともに、同船舶から発艦したヘリコプター1機が尖閣諸島周辺の我が国領空を侵犯したことが確認された。

中国政府は、尖閣諸島について「中国固有の領土だ」として領有権を主張し続けており、このように尖閣諸島周辺海域にこれらの船舶を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、今後も引き続き既成事実化を図っていくものとみられる。

### (イ) 我が国周辺空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域に限らず、我が国周辺空域でも活発な活動を見せている。

防衛省の発表によれば、自衛隊機による緊急発進回数は、令和5年度が669回、令和6年度が704回であり、緊急発進回数のうち、中国機に対するものは、令和5年度が479回(約72%)、令和6年度が464回(約66%)と高い水準で推移している。

自衛隊機による緊急発進回数のうち、中国機に対するものの回数は減少しているものの、同じく防衛省の発表によれば、令和6年8月に、長崎県沖で中国機による初の我が国への領空侵犯が発生し、令和6年度においては、中国無人機(WL-10・GJ-2)の対領空侵犯措置における初確認を含む令和5年度の約3倍となる中国無人機の特異な飛行が確認されたほか、東シナ海、太平洋及び日本海における中国爆撃機及びロシア爆撃機による長距離の共同飛行(11月)が確認されるなど、中国機による活動は活発である。

令和7年12月には、中国海軍の空母「遼寧」から発艦した戦闘機が、沖縄本島南東の公海上空で、同戦闘機に対する対領空侵犯措置を実施していた航空自衛隊のF-15戦闘機に対し、断続的なレーダー照射を行う事案が発生したことを防衛省が発表した。

## ② 中国による対日諸工作等

### ア 海外における情報収集活動等

近年、諸外国で中国情報機関による情報収集活動等の各種工作活動に対する警戒感が急速に高まっている。

例えば、フィリピンでは、令和7年(2025年)1月、国家捜査局が、中国人民解放軍傘下の大学に在籍する中国人1人とフィリピン人2人について、必要な許可を取らずに国防上重要な情報を収集するスパイ活動を行った疑い等により逮捕し、その後、同人らの活動に協力した疑いのある中国人5人についても、フィリピン西部の海軍拠点をドローンで撮影するなどの違法な情報収集活動に従事していたとして逮捕している。

台湾においては、同年6月、検察庁が、民主進歩党の元党员等4名について、国家安全法違反等で起訴し、同年9月に有罪判決が下された。同人らは、機密文書等を収集し、一部の者はその文書等の一部を中国の情報機関員に提供し、報酬を受け取っていた。報道によると、提供された情報は、頼清徳総統の副総統時代における外国訪問に関する情報や外交関係資料等で、同人らの一部は、平成29年（2017年）から中国の情報機関に協力して台湾において情報収集を行っていたとされる。

また、米国では、令和7年（2025年）1月、司法省が、連邦準備制度理事会の元上級顧問について、同理事会の機密情報を、大学院生を装った中国の情報機関員に提供したとして起訴し、同年7月には、中国人2人について、中国国家安全部に代わって、米軍基地に関する情報収集や中国の情報機関が採用可能な軍人を特定するなどのスパイ活動を行ったとして起訴したことをそれぞれ発表している。

さらに、技術情報の窃取等に関して、ウクライナでは、同年7月、保安庁が、中国人2人について、対艦ミサイル「ネプチューン」に関する機密情報を入手し、中国の情報機関に提供しようとした疑いで逮捕した。2人は親子関係で、父親がウクライナ在住の息子のスパイ活動を調整して機密情報を入手させた後、中国の情報機関に提供する予定であったとされる。

このほか、米国では、同年7月、司法省が、イタリアにおいて逮捕された中国人等について、中国国家安全部からの指示により、米国に拠点を置く大学や学者等を標的としたサイバー攻撃を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する重要な研究データを窃取するなどしたとして起訴したことを発表している。

また、同年3月、ベルギーの連邦検察庁は、中国の大手通信機器企業が、商業的利益を促進するために欧州議会の議員に対して金品等を交付した贈賄等の疑いで、関係者を逮捕している。

#### イ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国のみならず、我が国においても、目的を偽った上での機微情報の収集、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等への研究者、技術者、留学生等の派遣、技術移転の働き掛け等、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、平素から中国による我が国における諸工作の動向を注視し、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

## 2 ロシア

### (1) ロシアをめぐる情勢

#### ① ウクライナをめぐる情勢等

令和7年(2025年)2月、国連安全保障理事会は、ロシアによるウクライナ侵略開始から3年を迎えるのに合わせ、会合を開いた。米国が「ロシアとウクライナの紛争の迅速な終結」を求める決議を提出し、ロシアや中国等10か国の賛成で採択された。しかし、同決議にロシアを非難する文言はなく、英国やフランス等、欧州5か国は投票を棄権した。

同年4月、ロシアは、北朝鮮から派遣された兵士がクルスク州での戦闘に参加したことを、初めて公式に認めた。ロシアのザハロワ外務省報道官は、北朝鮮兵の派遣について、令和6年(2024年)に北朝鮮と締結した「包括的戦略的パートナーシップ条約」に基づくものであると述べた。

令和7年(2025年)5月、ロシアとウクライナの代表団は、トルコのイスタンブールで、3年ぶりの直接交渉を行った。ウクライナは30日間の無条件停戦を求めていたが、合意には至らなかった。ロシアとウクライナは同年6月及び7月にも直接交渉を行ったが、停戦に向けた具体的な進展はなかった。

同年6月、ウクライナ保安庁は、複数のロシア空軍基地を無人機で一斉攻撃する特殊作戦を実施したと発表した。ロシア軍が保有する戦略航空機の34%を損傷させ、ロシアに推定70億ドルの損害を与えたとされる。

#### ② 外政関係

令和7年(2025年)8月、プーチン大統領は、米国アラスカ州アンカレジを訪問し、米国のトランプ大統領と首脳会談を行った。同年1月に米国大統領に就任したトランプ氏は、ロシアとウクライナの停戦実現に意欲を示してきたが、停戦の合意には至らなかった。

同年9月、プーチン大統領は、北京において開催された「抗日戦争勝利80周年」記念式典に出席した。同大統領は、中国の習近平国家主席及び北朝鮮の金正恩朝鮮労働党総書記兼国務委員長(以下「金正恩党総書記」という。)と並んで軍事パレードを観閲し、中朝との結束を強調した。

プーチン大統領は、軍事パレードの観閲に先立ち、習近平国家主席と会談し、「両国の緊密なコミュニケーションは、現在前例のないレベルにある露中関係の戦略的性質を反映している」と述べた。

プーチン大統領は、金正恩党総書記とも会談し、露朝関係を「特別で同盟的な性格を持つものとなっている」と述べるとともに、



▲ロシアによるウクライナ侵略開始後3年に合わせて開かれた国連安全保障理事会 (AFP=時事)



▲軍事パレードの会場に向かう露中朝首脳 (AFP=時事)

クルスク州への北朝鮮兵の派遣に謝意を示した。

### ③ 国内情勢

ロシア国内では、政権に批判的なメディアへの圧力や言論統制が強化されている。令和7年(2025年)7月、プーチン大統領は、ロシア当局が認定する「過激派」の関連サイト等をインターネットで意図的に検索した場合等に、罰金を科す法案に署名した。

同年8月、ロシア通信当局は、外国製メッセージアプリの通話機能の一部を制限したと発表した。同月、ロシア政府は、国産メッセージアプリ「MAX」を同年9月から同国内で販売される全ての携帯電話とタブレット端末にあらかじめインストールすることを義務付けると発表した。同アプリのプライバシーポリシーには、第三者や政府機関に情報を渡す可能性がある」と記載されている。同アプリを通じて、国民間の反政権的なやり取りの監視を強化する狙いがあるとみられる。



▲ロシアの国産メッセージアプリ「MAX」  
(ロイター/アフロ)

## (2) 我が国との関係をめぐる情勢

### ① 日露関係

令和7年(2025年)3月、ロシア外務省は、ウクライナ侵略をめぐって同年1月に日本が発動した対露制裁への報復として、岩屋外相(当時)を含む日本人計9人のロシア入国を無期限で禁止すると発表した。また、同省は、同年11月にも、日本の外務官僚や研究者等を含む日本人計30人を入国禁止にすると発表した。ウクライナ侵略開始以降、ロシアによる日本に対する入国禁止の発表は5度行われ、令和7年12月までに計499人が入国禁止となっている。

同年4月、ロシア最高検察庁は、北方四島交流事業を行ってきた「北方領土問題対策協会」をいわゆる望ましくない外国NGO団体に指定し、ロシアでの活動を事実上禁止した。ロシアは、令和4年(2022年)2月以降、北方領土の元島民等で構成される「千島歯舞諸島居住者連盟」及び北方領土の返還要求を続ける「北方領土復帰期成同盟」も、いわゆる望ましくない外国NGO団体に指定している。

令和7年(2025年)8月、日本政府は、ロシア国内や日露関係を取り巻く状況の変化等を踏まえ、ロシア国内で日本語教育等を行ってきた日本センターを全て閉鎖することを決定した。同年1月、ロシア政府は、日本センターに関する日露両政府間の覚書の適用を終了すると発表していた。

### ② ロシアによる対日諸工作等

ソ連崩壊後も、ロシアは、国家保安委員会(KGB)の流れをくむ対外情報庁(SVR)や連邦保安庁(FSB)、軍の情報機関である軍参謀本部情報総局(GRU)を存続させ、諜報活動を展開している。警察の捜査の中で、ロシア情報機関員が、外交官、通商代表部職員等の身分で入国し、政府職員を含む日本人をエージェントとして運営するなどして軍事や科学技術に関する諜報活動等の対日有害活動を行っていることが判明している。警察では、戦後、令和7年12月までに30件の諜報事件を検挙している。

例えば、令和2年1月、大手通信関連会社の元従業員の男が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロ

シア通商代表部代表代理（当時）から唆され、同社の営業秘密である機密情報を不正に領得した事件を検挙した（警視庁）。最初に元従業員と接触したのは、代表代理の「前任」とされる通商代表部の職員であった。同職員は、都内の歓楽街の路上で、元従業員に対し、「この辺りでおいしい店を知りませんか」と日本語で声を掛け、飲食店に誘引した。事前に同従業員に目を付けた上で、偶然を装って接近したものとみられる。その後、二人は度々会食する仲となり、しばらくしてその関係は代表代理に引き継がれた。代表代理は、当初、元従業員に対し、公開情報の提供を求めるにとどまっていたが、次第に元従業員が勤める会社の機密情報を要求するようになった。元従業員が断ろうとすると、代表代理は「あなたの住んでいるマンションを知っている」などと脅すような言葉を掛けてくることもあったという。

このように、ロシアが従前どおりの諜報活動を継続している実態が明らかとなっているところ、プーチン大統領は、令和4年（2022年）6月、SVR本部においてスピーチを行い、ウクライナ侵略に伴う欧米等の対露制裁強化を踏まえ、SVRに対し「産業・技術分野の発展と防衛力の強化を支援することが優先すべき任務だ」と述べて、外国での情報収集活動を活発化するように指示している。

警察では、我が国の国益が損なわれることがないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行っている。



▲SVR本部でスピーチするプーチン大統領  
(SPUTNIK/時事通信フォト)

ソ連崩壊後（平成3年（1991年）12月以降）のロシアによる諜報事件の検挙一覧	
1	【在日ロシア通商代表部代理等による商法違反事件（平成4年5月）】 在日ロシア通商代表部代表代理が、日本人エージェント（電子機器商社役員）に報酬を渡し、最先端科学技術資料等の違法入手を企てた事件
2	【イリーガル機関員による旅券法違反事件（平成9年7月）】 ロシア連邦対外情報庁（SVR）に所属するイリーガル機関員（国籍を偽るなど身分を偽装して入国しスパイ活動を行う者）が、昭和40年頃から約30年にわたり我が国内外においてスパイ活動を行っていた事件
3	【在日ロシア通商代表部員等による業務上横領事件（平成9年11月）】 日本人翻訳家が、SVR機関員とみられる在日ロシア通商代表部員からスパイ工作を受け、約7年にわたりハイテク技術関係のスパイ活動を行っていた事件
4	【在日ロシア大使館付武官等による自衛隊法違反事件（平成12年9月）】 ロシア連邦軍参謀本部情報総局（GRU）の機関員とみられる在日ロシア大使館付海軍武官が、海上自衛官から自衛隊内の秘密文書を入手していた事件
5	【在日ロシア通商代表部員等による秘密保護法違反事件（平成14年3月）】 GRU機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、防衛関連会社社長に対し、米国から供与された我が国の「防衛秘密」であるレーダー誘導ミサイル等に関する情報入手を唆していた事件
6	【在日ロシア通商代表部員等による背任事件（平成17年10月）】 ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、日本人会社員から、その勤務する会社の先端技術に関する機密情報等を不正に入手した事件
7	【在日ロシア通商代表部員等による窃盗事件（平成18年8月）】 ロシア情報機関員とみられるロシア通商代表部員と日本人の元会社員が共謀して、元会社員が勤務していた会社が所有し、管理する可変光減衰器（VOA）素子を窃取した事件
8	【在日ロシア大使館二等書記官等による国家公務員法違反等事件（平成20年1月）】 元内閣事務官が、ロシアの情報機関員とみられる元在日ロシア連邦大使館二等書記官から唆され、内閣情報調査室の秘密を同人に漏らし、現金10万円の賄賂を受け取っていた事件
9	【在日ロシア大使館付武官等による自衛隊法違反事件（平成27年12月）】 元陸上自衛隊幹部が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア連邦大使館付武官から唆され、陸上自衛隊の部内資料を同人に交付した事件
10	【在日ロシア通商代表部代表代理等による不正競争防止法違反事件（令和2年1月）】 通信関連会社の元従業員の男が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）から唆され、同社の営業秘密である機密情報を不正に領得した事件
11	【在日ロシア通商代表部員等による電子計算機使用詐欺事件（令和3年6月）】 元技術文献調査会社経営者の男が、ロシアの情報機関員と見られる在日ロシア通商代表部員（当時）と共謀の上、自ら使用する目的の範囲内でのみ利用が認められるデータベースサービスを不正に利用して文献を入手した事件

### ③ 対ロシア等制裁措置に係る違法行為の取締り

我が国では、ロシアによるウクライナ侵略に対する制裁措置の一環として、外為法に基づき、ロシア等を仕向地とする軍事転用可能な品目等の輸出禁止措置を累次にわたって講じている。

令和7年3月には、輸出を行う際には経済産業大臣の承認を受けなければならない乗用自動車を、経済産業大臣の承認を受けることなく、韓国を経由してロシアに輸出したとして、中古自動車輸出版売業者の従業員らを検挙した（兵庫）。

### 3 朝鮮半島

#### (1) 北朝鮮をめぐる情勢

##### ① 軍事関係

北朝鮮は、令和3年（2021年）に発表した「国防科学発展及び武器体系開発5カ年計画」に基づく軍備増強を進めている。金正恩党総書記は、令和6年（2024年）12月末に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第11回全員会議拡大大会議において、令和7年（2025年）の軍事面の課題として、軍の戦争遂行能力向上や民間防衛部門の戦争準備を指示するとともに、自衛的戦争抑止力の強化等を実現するための諸課題を提示した。

北朝鮮は、令和6年（2024年）に続き令和7年（2025年）も多種多様なミサイルの発射を繰り返したほか、発射プラットフォームの多様化に注力した。金正恩党総書記は、同年1月、「新たな炭素繊維複合材料」を使用したとする「新型極超音速中長距離弾道ミサイル」の試験発射を参観し、ミサイルの性能について「いかなる稠密な防御障壁も効果的に突き破り、相手に甚大な軍事的打撃を加えることができる。」と言及した。

また、同年4月、北朝鮮は新型駆逐艦で超音速巡航ミサイル、戦略巡航ミサイルや対空ミサイルの試験発射等を行い、金正恩党総書記は、「強力な攻撃能力を前提とする主動的かつ攻勢的な防御体系を確立することが重要」と述べた。

北朝鮮は、令和6年（2024年）に続き、核開発にも注力している。北朝鮮メディアは令和7年（2025年）1月、金正恩党総書記が核物質生産基地と核兵器研究所を現地指導したと報道した。金正恩党総書記は、「党第8回大会が核兵器研究・生産部門に提示した5カ年計画期間の課題が完璧に遂行されるべき今年の闘争は極めて重要」とした上で、「兵器級核物質生産計画を超過遂行して国の核の盾を強化する上で画期的な成果を収める」ことを要求し、核開発や量産を推進していく方針を示した。

同年9月に開催された最高人民会議第14期第13回会議では、「我が方が核保有国へと変遷することとなったのは、我が国家の生存か死滅かという分かれ道で行った必須不可欠の選択であった」とし、「非核化」なるものは絶対にあり得ない」と強調した。



▲極超音速ミサイルの試験発射  
(AFP=時事)



▲新型駆逐艦「崔賢」号によるミサイルの試験発射  
(EPA=時事)

## ② 外政関係

### ア 対米関係

金正恩党総書記は、令和6年（2024年）12月、朝鮮労働党中央委員会第8期第11回全員会議拡大会議において、米国は「反共を国是としている最も反動的な国家的実体」として、「最強硬対米対応戦略」を表明するなど、対決姿勢を鮮明化した。

その一方で、米国のトランプ大統領が、令和7年（2025年）8月の米韓首脳会談等において、金正恩党総書記との関係について良好であると言及してきたことに対し、同年9月、金正恩党総書記は、最高人民会議第14期第13回会議において、「個人的には現米国大統領トランプに関する良い思い出を持っている」とし、「米国が非核化の執念を払い落とし、真の平和共存を望むのなら、我々も米国と向き合って立つことができない理由はない」と述べ、トランプ大統領が意欲を見せる米朝首脳会談実現に向けた事実上の条件を示した。

### イ 対韓国関係

令和7年（2025年）6月、韓国大統領選挙が行われ、「共に民主党」の李在明<sup>イジエミョン</sup>氏が第21代大統領に就任した。李在明大統領は北朝鮮との関係について、「対話と協力を通じて朝鮮半島の平和を構築する」として、同月、北朝鮮向け宣伝放送を中止するなど、南北間の緊張緩和に向けた措置を指示した。これを受け、北朝鮮は翌日、韓国向け騒音放送<sup>キムヨジョン</sup>を中断したが、金与正党副部長は、同年7月に談話を発表し、「我が方は、ソウルでいかなる政策が樹立され、いかなる提案が出されても興味がなく、韓国と対座することも、議論する問題もないという公式の立場をいま一度明確に明らかにする」と表明したほか、同年8月には、北朝鮮外務省主要局長との協議会において、「韓国は我が国家の外交相手となり得ない」と改めて言及し、韓国との対話には応じない姿勢を示した。

また、金正恩党総書記は、同年9月、最高人民会議第14期第13回会議において、北朝鮮は「韓国と対座することはなく、何も一緒に行わないであろう」とし、「一切、相手にしないでであろうことを明確にする」と述べ、「断固として統一は不必要」と強調した。

### ウ 対ロシア関係

北朝鮮は、ロシアによるウクライナ侵略の開始以降も一貫してロシアを支持しており、令和6年（2024年）6月には、有事の際の相互援助条項を含む「包括的戦略的パートナーシップ条約」を締結し、幅広い



▲就任を宣言する李在明大統領  
(ABACA PRESS/時事通信フォト)



▲露朝首脳会談  
(AFP=時事)

分野における協力を強化している。

北朝鮮は、令和7年（2025年）4月、ロシアに続いてクルスク州への派兵を公表した。また、金正恩党総書記は、同年6月、プーチン大統領の委任を受けて訪朝したショイグ安全保障会議書記と会見し、「ウクライナ問題をはじめとする全ての深刻な国際政治問題でロシアの立場と対外政策を無条件で支持」と表明したほか、同月、再度訪朝したショイグ安全保障会議書記との会見において、クルスク州に工兵1,000人、軍事建設要員5,000人を派遣することに合意した。

両者は、金正恩党総書記が同年9月、中国北京で行われた露朝首脳会談において、ロシアに対する全面的な支持を表明するとともに、露朝間の長期的な協力計画について詳しく討議し、関係を引き続き高い水準へと導くことを確認するなど、極めて密接な関係を維持している。

## エ 对中国関係

北朝鮮と中国間では、国交樹立75周年に当たる令和6年（2024年）を「中朝親善の年」と定めるも、目立った高官交流や関連行事が行われていなかった。しかし、令和7年（2025年）1月、在朝鮮中国大使館、在中国北朝鮮大使館それぞれにおいて新年会が開催され、双方幹部が出席したほか、同年7月の中朝友好協力相互援助条約締結64周年に際しては、在中国北朝鮮大使館が宴会を催し、全人代常務委員会副委員長らが招かれた。

また、金正恩党総書記は、同年9月、「抗日戦争勝利80周年」記念式典に出席するため、中国・北京を6年ぶりに訪問し、習近平国家主席と会談した。会談において金正恩党総書記は、朝中関係を不断に深化、発展させることは「確固不動の意志だ」と強調するとともに、中国の「立場と努力について全面的に変わることなく支持して」いくと述べるなど、中朝関係を強化する動向が見られた。

### ③ 内政・経済関係

金正恩党総書記は、令和6年（2024年）1月、最高人民会議第14期第10回会議の施政演説において、現代的な地方工業工場の建設を毎年20郡で実行し、10年以内に全ての市・郡で人民の基本的な生活水準を一段階引き上げるとする「地方発展20×10政策」を協力に推し進めると表明しており、令和7年（2025年）2月までに、全ての対象地域で地方工業工場が完工した。

さらに、金正恩党総書記は、令和6年（2024年）8月、地方工業工場建設と並行して、保健施設、科学技術普及拠点及び糧穀管理施設を建設することを指示し、翌年2月に、江東郡病院及び総合奉仕所の建設を開始した。



▲中朝首脳会談  
(朝鮮通信=時事)



▲成川郡地方工業工場竣工式で演説する金正恩党総書記  
(朝鮮通信=時事)

また、北朝鮮は、令和5年(2023年)以降、中国及びロシアからの公式訪問者や公館員の受入れを開始し、令和6年(2024年)2月にはロシアからの観光客の受入れを再開するなど、段階的に入国規制を緩和させてきた。同年12月には、国境都市のロシア・ハサン駅と北朝鮮・豆満江駅を結ぶ定期旅客列車の運行が再開され、令和7年(2025年)5月には、ロシア・ウラジオストクと北朝鮮・羅先市羅津をつなぐ観光列車の運行も開始した。さらに、同年6月には、世界最長となる平壤とモスクワをつなぐ直通鉄道が5年ぶりに再開したほか、同年7月には平壤・モスクワ間の直行航空路の運営も再開するなど、観光を含めた人的往来を拡大した。

#### ④ 対日諸工作

##### ア 朝鮮総聯の動向

朝鮮総聯は、令和7年5月、「総聯結成70周年」を捉えて「在日本朝鮮人総聯合会結成70周年慶祝中央大会」等を開催した。同大会に際して、金正恩党総書記は、総聯幹部及び在日同胞に対し、「歴史的書簡「結成世代の愛国精神を受け継いで在日朝鮮人運動の偉大な歴史を記していこう」を送付し、朴久好総聯中央第一副議長が同書簡を伝達した。また、丁聖漢総聯北海道本部委員長を団長とする「総聯結成70周年在日朝鮮人感謝団」を北朝鮮に派遣し、同感謝団は平壤で開催された「在日本朝鮮人総聯合会結成70周年記念中央報告会」に参加したほか、崔竜海最高人民会議常任委員会委員長と会見するなど、朝鮮総聯と北朝鮮が極めて密接な関係にあることが改めて確認された。

令和6年(2024年)から在日韓国・朝鮮人による訪朝の受入れが段階的に再開されており、同年11月から令和7年(2025年)1月にかけて、迎春公演に出演させるため、「在日朝鮮学生少年芸術団」が5年ぶりに派遣され、同団は公演後、朝鮮労働党中央委員会本部庁舎前において、金正恩党総書記



▲開業した元山葛麻海岸観光地区  
(朝鮮通信=時事)



▲崔竜海最高人民会議常任委員長と記念撮影する感謝団  
(朝鮮通信=時事)



▲金正恩党総書記と記念撮影する在日朝鮮学生少年芸術団  
(AFP=時事)

と記念撮影したほか、朝鮮大学の学生らによる祖国訪問団が数次にわたり北朝鮮を訪問するなど、令和7年中も引き続き活発な訪朝動向が確認されている。

また、朝鮮総聯は、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用対象から除外されていることなどを捉えて、毎週金曜日、文部科学省庁舎前等において、朝鮮学校関係者や支援者と共に、「金曜行動」と称する抗議活動を実施している。今後も朝鮮総聯は、在日朝鮮人や朝鮮学校等の権利擁護や北朝鮮及び朝鮮総聯の活動に対する理解と支援等を得るための働き掛けを行っていくものとみられる。

## イ 北朝鮮 IT 労働者問題

国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル<sup>注</sup>は、これまでの国連安全保障理事会決議に基づく対北朝鮮措置に関する報告書において、北朝鮮は、IT労働者を外国に派遣し、彼らは身分を偽って仕事を受注することで収入を得ており、これらが北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源として利用されていると指摘した。我が国においても、北朝鮮 IT 労働者が日本人になりすまして、日本企業等が提供する業務の受発注のためのオンラインプラットフォームを利用して業務を受注するなどし、収入を得ている事例が確認されている。

実際、令和7年4月には、北朝鮮 IT 労働者とみられる者による、いわゆるクラウドソーシング会社の不正なアカウント登録に際し、自動車運転免許証の画像情報、銀行口座情報を提供したとして日本人男性2人を私電磁的記録不正作出・同供用幫助罪で検挙した（警視庁）。

また、北朝鮮 IT 労働者が情報窃取等の北朝鮮による悪意あるサイバー活動に関与している可能性も指摘

令和7年8月27日

### 北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起

北朝鮮は、IT労働者を外国に派遣し、彼らは身分を偽って仕事を受注することで収入を得ており、これらが北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源として利用されていることが指摘されています。我が国においても、北朝鮮 IT 労働者が日本人になりすまして、日本企業等が提供する業務の受発注のためのオンラインのプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を利用して業務を受注するなどし、収入を得ている事例が確認されています。また、北朝鮮 IT 労働者が情報窃取等の北朝鮮による悪意あるサイバー活動に関与している可能性も指摘されており、その脅威は一層高まっている状況にあります。

こうした北朝鮮 IT 労働者による活動に対しては、昨年3月に、我が国政府から、「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」を发出しています。また、捜査機関も関連事案の取締りを実施しているところです。

その一方で、北朝鮮 IT 労働者は手口を一層巧妙化させており、また、世界的に活動を拡大させていると指摘されています。こうした現状を踏まえ、今般、同注意喚起を以下のとおり更新するとともに、米国及び韓国と共に、「北朝鮮 IT 労働者に関する共同声明」を发出しました。

北朝鮮に関する国際連合安全保障理事会決議は、加盟国において収入を得ている全ての北朝鮮労働者の送還を決定するとともに、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、北朝鮮の核・ミサイル開発の利益のために利用可能となることのないよう確保しなければならないと規定しています。また、このような北朝鮮 IT 労働者に対して業務を発注し、サービス提供の対価を支払う行為は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）等の国内法に違反するおそれがあります。

各企業・団体においては、経営者のリーダーシップの下、北朝鮮 IT 労働者に対する認識を深めるとともに、以下に挙げるような手口に注意を払っていただきますようお願いいたします。また、プラットフォームを運営する企業においては、本人確認手続の強化（身分証明書の厳格な審査、テレビ会議形式の面接の導入等）、不審なアカウントの探知（不自然な情報の登録が通知されるシステムの導入等）といった対策の強化に努めていただきますようお願いいたします。

### 【北朝鮮 IT 労働者の手口】

- 北朝鮮 IT 労働者の多くは、国籍や身分を偽るなどしてプラットフォームへのアカウント登録を行っています。その際の代表的な手口として、身分証明書の偽造や第三者へのなりすましが挙げられます。過去には、知人等の第三者から身分証明書の画像の提供を受けて北朝鮮 IT 労働者がアカウント登録を行った例や、日本に居住する血縁者、知人等の第三者にアカウントを登録させ、実際の業務は北朝鮮 IT 労働者が行っていた例が確認されています。
- 業務の報酬の支払等に関しては、銀行からの送金のほか、資金移動業者や暗号資産交換業者が用いられることがあります。過去には、北朝鮮 IT 労働者が、企業からの報酬の振込先として第三者の口座を登録し、当該第三者に対して指定した外国の口座への送金を依頼し、その対価として当該第三者に対して報酬の一部を提供していた例が確認されています。
- 北朝鮮 IT 労働者は、IT関連業務に関し高い技能を有するケースが多く、プラットフォーム等を通じて、ウェブページ、アプリケーション、ソフトウェアの制作等の業務を幅広く募集しています。また、企業や個人から直接業務を受注している場合もあります。
- 北朝鮮 IT 労働者の多くは、中国、ロシア、東南アジア等に在住しているとされていますが、VPN やリモートデスクトップ等を用いて外国から作業を行っていることを秘匿している場合があります。
- 北朝鮮 IT 労働者は、IT関連業務の受注のほか、独自に制作したとみられる自動売買システムを使用して不正にFX取引を行い、外貨を獲得していた事例も確認されています。
- そのほか、北朝鮮 IT 労働者のアカウント等には、次のような特徴がみられることが指摘されています。取引の相手方にこれらの特徴が複数当てはまるなど、総合的に勘案して取引に不要点が確認される場合には、北朝鮮 IT 労働者が業務を請け負っている可能性がありますので、十分注意してください。

### （主にプラットフォームを運営する企業向け）

- アカウント名義、連絡先等の登録情報又は登録している報酬受取口座を頻繁に変更する。
- アカウント名義と登録している報酬受取口座の名義が一致していない。

### ▲北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起（一部抜粋）

注…令和6年（2024年）3月、マンデート更新に関する国連安全保障理事会決議案にロシアが拒否権行使したため、専門家パネルは同年4月で活動を終了した。

されており、その脅威は一層高まっている状況にある。

こうした北朝鮮 I T 労働者の活動に対して、我が国は、令和7年8月、米国及び韓国とともに、「北朝鮮 I T 労働者に関する共同声明」を発出し、北朝鮮 I T 労働者による手口の巧妙化及び標的拡大を指摘するとともに、三か国の連携及び官民連携の強化へのコミットメントを再確認した。また、同月、警察庁、外務省、財務省及び経済産業省は、令和6年3月に公表した「北朝鮮 I T 労働者に関する企業等に対する注意喚起」を更新し公表した。

### ウ その他北朝鮮による工作活動

北朝鮮の情報機関が関与する諸工作も、我が国で依然として行われており、令和2年10月に警視庁が逮捕した事件では、日本で会社を営んでいる韓国籍の被疑者の男が、北朝鮮の工作人員の指示により、貿易拠点を日本国内に設置して、エネルギー資源に関する取引を行うなどの資金獲得活動を行っていたことが明らかとなっている。

### ⑤ 日朝関係

令和7年（2025年）9月、石破総理（当時）が、国連総会における一般討論演説の中で、安全保障理事会が十分に機能を発揮できていないことを指摘し、常任・非常任理事国数の拡大を呼び掛けたことに対して、北朝鮮メディアは同年10月、「日本が未だに国連の責任ある地位を獲得しようという野望を抱き、機会があるたびにおこがましく騒ぎ立てるのは、それこそ無分別な妄動である」と批判した。

また、北朝鮮メディアは、同月、石破総理（当時）と高市自民党総裁が靖国神社に供物を奉納したことを捉え、「軍国主義の亡霊をよみがえらせて罪深い侵略の歴史を繰り返そうとする島国の政客らの醜態は、国際社会の抗議と非難を呼び起こしている」と初めて高市総裁に言及しつつ批判した。その後、高市総裁が内閣総理大臣に就任し、拉致被害者家族との面会において、日朝首脳会談に強い意欲を示すも、北朝鮮はこれまで特段の反応は示していない。

### ⑥ 対北朝鮮措置に係る違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際社会との緊密な連携の下、関連する国連安全保障理事会決議を完全に履行するとの観点からも、対北朝鮮措置を講じている。

日本政府は、令和7年4月8日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安全保障理事会の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の2年間延長（令和9年4月13日まで）を決定した。

## (2) 北朝鮮による拉致容疑事案等

### ① 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、日本人が被害者である拉致容疑事案 12 件（被害者 17 人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案 1 件（被害者 2 人）の合計 13 件（被害者 19 人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作人員等 10 人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案<sup>注</sup>について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察の巡回・招致をして、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の現地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的に DNA 型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

### 日本人が被害者である拉致容疑事案（12 件 17 人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和52年9月	石川県鳳至郡 (現 鳳珠郡)	久米裕さん(52)	宇出津事件
昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん(29)	女性拉致容疑事案
昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん(13)	少女拉致容疑事案
昭和53年6月頃	兵庫県神戸市	田中実さん(28)	元飲食店店員拉致容疑事案
昭和53年6月頃	不明	田口八重子さん(22)	李恩恵拉致容疑事案
昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん(23) 地村(旧姓:濱本)富貴恵さん(23)	アベック拉致容疑事案(福井)(注1)
昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん(20) 蓮池(旧姓:奥土)祐木子さん(22)	アベック拉致容疑事案(新潟)(注2)
昭和53年8月	鹿児島県日置郡 (現 日置市)	市川修一さん(23) 増元のみ子さん(24)	アベック拉致容疑事案(鹿児島)
昭和53年8月	新潟県佐渡郡 (現 佐渡市)	曾我ひとみさん(19) 曾我ミヨシさん(46)	母娘拉致容疑事案(注3)
昭和55年5月頃	欧州	石岡亨さん(22) 松木薫さん(26)	欧州における日本人男性拉致容疑事案
昭和55年6月	宮崎県宮崎市	原教晃さん(43)	辛光洙事件
昭和58年7月頃	欧州	有本恵子さん(23)	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、地村(旧姓:濱本)富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池(旧姓:奥土)祐木子さん及び曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

### 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年6月	福井県小浜市	高敬美さん(7) 高剛さん(3)	姉弟拉致容疑事案

注：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和7年12月末現在、871人

## 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案 (事件)名	姉弟拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案(福井)	アベック拉致容疑事案(新潟)		
被疑者	洪寿憲こと木下陽子	金世鎮	辛光洙	通称 チェ・スンチョル	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン
						
国際手配年月	平成19年4月	平成15年1月	平成18年3月	平成18年3月	平成19年2月	平成19年2月
事案 (事件)名	母娘拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		辛光洙事件	欧州における日本人女性拉致容疑事案	
被疑者	通称 キム・ミョンスク	森順子	若林(旧姓:黒田)佐喜子	辛光洙	魚本(旧姓:安部)公博	
						
国際手配年月	平成18年11月	平成19年7月	平成19年7月	平成18年4月	平成14年10月	

## ② 拉致容疑事案等をめぐる動向

我が国では、拉致問題の解決は最重要課題であるとして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいる。また、拉致問題の解決には、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるため、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

高市総理は、令和7年（2025年）10月、米国のトランプ大統領と対面で初めてとなる日米首脳会談を行い、拉致問題の即時解決について引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

また、同月、マレーシア・クアラルンプールで開催された第28回日ASEAN首脳会議においても、拉致問題の即時解決が急務であると呼び掛けるとともに、各国に対し引き続きの理解と協力を求めた。

## ③ 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることにしている。

### (3) 日韓関係

#### ① 内外政動向

韓国では、尹錫悦<sup>ユンソンニョル</sup>前大統領の罷免により令和7年(2025年)6月、大統領選挙が行われ、「共に民主党」の李在明氏が第21代大統領に当選した。

李在明大統領は、大統領選挙期間中、外交政策の方針として「国益中心の実用外交」を掲げ、「日本は重要なパートナー」等として、日米韓の協力を強固にするとの考えを示した。

李在明大統領は、同年6月、大統領就任後間もなくカナダで開催された主要国首脳会議(G7サミット)に出席するとともに、石破総理(当時)と日韓首脳会談を行い、日韓関係の安定的発展に向けて両国政府間で緊密な意思疎通を推進していくこと、更には核・ミサイル問題や拉致問題を含む北朝鮮への対応についても引き続き日韓・日韓米で緊密に連携していくことなどで一致した。

また、同年10月に就任した高市総理は、APEC<sup>注</sup>首脳会議(同月~同年11月)に出席するために訪韓し、李在明大統領と日韓首脳会談を行った。同会談において、両首脳は、日韓両国が重要な隣国であるとの認識を共有した上で、両国関係を未来志向で安定的に発展させていく方針等で一致した。

#### ② 日韓間の懸案事項をめぐる動向

李在明大統領は、日韓両国間における歴史問題等の懸案事項と日韓関係の発展を分けて考える「ツートラック」外交を行うとしており、平成27年(2015年)に日韓両政府間で交わされた慰安婦合意や、令和5年(2023年)に尹錫悦前大統領が発表した旧朝鮮半島出身労働者に対する第三者弁済案を踏襲し、政策の一貫性と信頼性を維持する必要性に言及している。

これに対して、韓国で慰安婦問題に取り組む市民団体らで構成される「歴史正義と平和な韓日関係のための共同行動(韓日歴史正義平和行動)」等は、「日本政府に韓日間の問題の解決を堂々と要求せよ」などと反発し、李在明大統領の対日姿勢に対する批判を展開している。



▲大統領選挙当選時の李在明大統領  
(AP/アフロ)



▲日韓首脳会談  
(YONHAP NEWS/アフロ)

注…Asia Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力) の略

## 4 経済安全保障に関する取組

### (1) 情勢認識

近年、国際情勢の複雑化、AI、量子技術等の革新的技術の出現、宇宙・サイバー・電磁波といった安全保障における新たな領域の誕生等により、安全保障の裾野が経済・技術分野に拡大しているとの認識が広がっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により世界中でサプライチェーンの寸断が見られたことなどから、サプライチェーンのぜい弱性が顕在化した。このような情勢を踏まえ、諸外国では産業基盤強化の支援、機微技術の流出防止、輸出管理強化等の経済安全保障に関連する施策が推進されている。

我が国にも、規模の大小を問わず、先端技術に関する情報を保有する企業が多数存在しており、これらの企業が保有する技術情報等の中には軍事転用可能なものもある。これらの技術情報等が国外に流出した場合、企業や研究機関の国際競争力が低下するだけでなく、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねない。経済構造の自律性の向上や技術の優位性・不可欠性の確保を進め、国民の安全・安心を守るという経済安全保障の取組が進められている中、警察も、技術情報等の国外への流出防止に積極的に取り組むことが期待されている。

このような情勢の下、我が国においては、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設することを内容とする経済安全保障推進法<sup>注1</sup>の全ての規定が、令和6年5月までに施行された。また、「重要経済安保情報」の指定やその取扱者の制限、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供等について所要の制度（いわゆる経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度）を整備すること等を内容とする、いわゆる重要経済安保情報保護活用法<sup>注2</sup>の全ての規定が令和7年5月までに施行された。

#### 重要経済安保情報保護活用法の概要（内閣府）

##### ①情報指定

政府が保有する重要な情報を「重要経済安保情報」として指定



##### ③罰則

漏えいや不正取得に対する罰則  
（最大5年以下の法定刑）



##### ②情報の厳格な管理・提供ルール

- 情報を漏らすおそれがないという適性評価を得た者の中で取り扱う
- 個人の適性評価に当たっては、原則として内閣府が一元的に調査
- 民間事業者には、適合事業者の認定が別途必要



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）に対する適性評価



民間事業者に対する適合事業者としての認定（施設・組織の信頼性）

注1… 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律  
注2… 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

## (2) 技術流出防止に向けた取組

### ① 取締り

警察では、国内外の関係機関と緊密な連携を図りつつ、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策を推進している。不正輸出対策の重要性は、我が国の安全保障環境のみならず、国際情勢全体の安定化のためにも不変だが、経済安全保障の観点からは、輸出管理の側面からの取組のみならず、広く先端技術に関する情報の流出にも対応することが求められている。このため、警察では、産業スパイ事案やサイバー事案の実態解明・取締りについても強化している。例えば、令和5年6月に、国立研究開



▲パンフレット「技術流出の防止に向けて」



発法人の営業秘密である技術情報が記載されたファイルデータを中国所在企業のメールアドレスに送信して開示したとして、同国立研究開発法人の研究員を不正競争防止法違反（営業秘密の開示）で検挙した（警視庁）。

### ② アウトリーチ活動

技術情報等は、様々な経済活動を通じて外国に流出することが懸念されており、こうした流出を未然に防止するためには、技術情報等を扱う企業等による自主的な対策が欠かせない。警察では、技術情報等を扱う企業等に対し、捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの手口に関する情報やその対策に資する情報を提供する、いわゆるアウトリーチ活動を強化することで、企業等の対策を支援している。こうした活動は、経済産業省、経済団体等の関係機関と連携するとともに、全国各地に所在している警察署を基盤とし、地域住民に密着して犯罪の予防等に当たる我が国警察の特性を生かして行っている。

また、全国24府県（令和7年10月末現在）においては、自治体関係部局や産業界と連携した協議会・ネットワークが設立されている。こうした協議会等では、定期的に総会を開催し、技術情報等の流出に関する警察からの情報提供、有識者による講演、参加事業者間の意見交換を行うほか、技術情報等の流出やそのおそれのある事案の発生を想定した対処訓練を行うなどの取組が行われている。

### 官民連携の推進



警察によるアウトリーチ活動では、警察庁が作成した技術情報等の流出防止対策を呼び掛けるためのパンフレットを活用している。パンフレットでは、技術情報等の流出防止に向け、「企業やアカデミアに守ってほしい3つのS」として「See（相手・書類をよく見る）」、「Stop（立ち止まってリスクを把握する）」、「Share（共有する・相談する）」を紹介している。

さらに、警察庁ウェブサイトにおいて、経済安全保障をめぐる情勢や事例・対策をまとめた動画を公開するなど、様々な形での情報提供を実施している。

### ③ 海外機関との連携

令和5年（2023年）8月に行われた日米韓首脳会合の共同声明において、米国の創造的技術攻撃部隊（DTSF<sup>注</sup>）と日本及び韓国のカウンターパート間で情報共有や連携強化を進めることについて合意がなされた。これを受け、令和6年（2024年）4月には、日本からは警察庁、経済産業省及び財務省が参加する形で、日米韓関係当局において、不正な技術移転への対処が国家及び経済安全保障上の重要な課題であるという認識を共有し、三か国の執行機関間における情報共有及び更なる連携強化について合意した。各国で展開される技術獲得に向けた工作手口や輸出管理の迂回に関与する主体等について情報共有等することは重要であり、こうしたネットワークも利用して、警察庁では、令和4年に新設された経済安全保障室を中心に、経済安全保障の確保のための取組を進めている。



▲経済安全保障室長による講演



▲官民連携ネットワーク総会の例（愛知）

注…Disruptive Technology Strike Force の略。同部隊は、米国司法省国家安全保障局と米国商務省産業安全保障局が主導し、連邦捜査局、国土安全保障省に加え、全米12大都市圏の14の連邦検事事務所も参加して発足したものであり、権威主義的な敵対的外国勢力が機微な技術を不法に取得し、それを軍事能力の開発や大衆の監視等の民主主義的な価値観に抵触する用途に利用することを防ぐことを目的とした省庁横断的な取組である。

## 5 外国による偽情報等への対策

### (1) 情勢認識

近年、国際社会では、他国の世論や意思決定に影響を及ぼし、自国にとって好ましい情報環境を生み出すため、偽情報の拡散を含む影響工作が様々な形で展開されている。

偽情報等の拡散は、軍事手段に加えて複合的に用いられ、選挙への不当な介入のために行われたりする状況がみられるが、これは我が国にとっても安全保障上の脅威であり、選挙の公正や自由な報道といった民主主義の根幹を脅かすのみならず、我が国の治安にも悪影響をもたらすものであるところ、生成AI技術の進展等に伴い、巧妙な偽情報が大量に生成・拡散されるリスクへの対応が重要な課題となっている。

### (2) 国際的な情勢

ロシアについて、英国BBCは、令和7年(2025年)9月にモルドバで行われた議会選挙に際し、ロシアが資金提供する秘密ネットワークが、親EUの与党を弱体化させるフェイクニュースや親ロシアのプロパガンダを投稿した者に対して報酬の支払いを約束し、民主的な選挙の妨害を図っていたと指摘している。

中国については、同月の「抗日戦争勝利80周年」記念行事の前に、昭和天皇を侮辱するAI生成動画が中国のSNSに拡散し、日本政府が外交ルートを通じて中国政府側に適切な措置を速やかに取るよう求めた。



▲議会選挙の投票を行うモルドバ大統領  
(EPA=時事)

### (3) 我が国における情勢等

我が国では、令和7年7月に実施された第27回参議院議員通常選挙に際し、外国政府の関与の有無は必ずしも判然としないものの、誤った又は不正確な情報を投稿、拡散する複数のSNSアカウントがプラットフォーム事業者によって凍結されたことや、海外からの偽・誤情報拡散への懸念が広まっていることなどが報じられた。政府では、国家安全保障戦略(令和4年12月閣議決定)に基づき、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化等のための体制を内閣官房に整備し、各種取組を推進してきたところ、生成AI技術の進展等に伴い、これを悪用した外国による偽情報拡散を含む影響工作の脅威が増大していくことが懸念されるなど、対策の強化が必要との認識から、同年9月、政府における対応体制が強化された。新しい体制では、内閣官房副長官の調整の下で、関係省庁が緊密に連携し一体的に取組を推進していくこととされた。

警察においても、引き続き関係省庁等と連携し、情報の収集・分析に努めるほか、違法行為を認知した場合には、厳正に対処していくこととしている。

## 6 不法滞在者対策

### (1) 外国人入国者等の動向

令和7年12月末時点の訪日外国人旅行者数は約4,268万人(日本政府観光局(JNTO)推計値)で、過去最高であった令和6年の約3,687万人を約580万人上回り、年間過去最高を更新した。

また、令和7年6月末時点の在留外国人数<sup>注1</sup>は395万6,619人と、令和6年12月末時点と比べて18万7,642人増加した(出入国在留管理庁発表)。

### (2) 外国人の在留をめぐる問題と対策

令和7年7月1日時点の我が国における不法残留者の数は、7万1,229人であり、同年1月1日時点と比べて3,634人減少した(出入国在留管理庁発表)。

国籍別では、多い順にベトナム、タイ、韓国、中国となっている。在留資格別では、多い順に「短期滞在」、「技能実習」、「特定活動」、「留学」となっている。不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるために、偽造証明書を使用して在留資格を偽るなどして不法に就労しているほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあっせんするブローカーや資格外活動許可の範囲を逸脱して働かせる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口は悪質化・巧妙化している。

警察が取締りを実施した結果、令和7年12月末時点における来日外国人に係る入管法<sup>注2</sup>違反の送致人員は3,349人と、令和6年12月末時点と比べて528人の減少、同法第65条による入国警備官への引渡し人員は222人と、前年同期と比べて110人の減少となった。

このような情勢の中、令和7年7月、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進していくため、内閣官房に、外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置された。また、同年11月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」から改組された「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において、高市総理は、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、既存のルールの厳守・各種制度の適正化を図るため、国内関係機関や外国捜査機関等と連携した違法行為の厳正な取締りや出入国在留管理庁との連携による不法滞在者対策を推進するよう、国家公安委員会委員長に指示した。

警察ではこれらを踏まえ、出入国在留管理官署との連携をより緊密にして不法滞在者の摘発を更に強化するとともに、不法滞在や不法就労等の手段となる旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを行い、不法滞在者対策の更なる推進を図っていくこととしている。

注1…中長期在留者と特別永住者を合わせた数  
注2…出入国管理及び難民認定法